#### ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

ガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十六年通商産業省令第二十七号)

	対	日 殊					ļ	逍	行				
一 (略) 消えない方法により次の表示を示さなければならない。 る場合は、ガス用品の機器の本体の表面の見やすい箇所に容易に <b>第二十条</b> 法第三十九条の十二の規定によりガス用品に表示を付す				消えないる場合は	、ガス田	品の類	3表示を示さた8器の本体のまの十二の規定	な面の見法	5 th 2	- 100   100			
<b>空神第 1</b> (第3% 羅家) ス用品にあつては、別表第七に定める様式の表示 二 別表第一第五号から第八号までのガス用品の区分に属するガ				<b>空神第 1</b> (第3% 羅家) ス用品にあつては、別表第七に定める様式の表示 ニー 別表第一第五号から第七号までのガス用品の区分に属するガ									
— ·		(略)					· 七	,	略)				
<u>ハ</u> カ	<u> </u>					(新設)							
別表第2(	第5条関係)					<u> 別表第</u> 2(	第5条関						
ガス用品	型ュ		X		分	ガス用品	型		式 の		X		分
の区分	要 素	構造	等の	区分	•	の区分	要	素	構	造 等	の	X	分
半密閉燃	(略)	(略)				半密閉燃	(略)		(略)				
焼式ガス						焼式ガス							
瞬間湯沸						瞬間湯沸							
器~密閉						器~密閉							
燃焼式又						燃焼式又							
は屋外式						は屋外式							
のガスバ						のガスバ							
ーナー付						ーナー付							
ふろがま						ふろがま							
ガスこん	用 途	(1) 業務の用	に供する	もの		(新設)	(新設	)	(新設)				
3		(2) その他の	もの										

設置の形態	(1) 卓上型のもの	11	(新設)	(新設)
	(2) 据置型のもの			
	(3) 台所組込型のもの			
	(4) キャビネット型のもの			
	<u>(5)</u> その他のもの			
こんろ口の	(1) 一口のもの		(新設)	(新設)
<u>数</u>	(2) 二口以上の <u>もの</u>			
グリル部の	<u>(1) あるもの</u>		(新設)	(新設)
<u>有無</u>	<u>(2) ないもの</u>			
グリル部の	(1) グリル部がグリル専用のもの		(新設)	(新設)
<u>用途</u>	(2) グリル部がこんろ兼用のもの			
グリル部の	<u>(1) 上火式のもの</u>		(新設)	(新設)
構造	<u>(2) 下火式のもの</u>			
	(3) 両面式のもの			
<u>オーブン部</u>	<u>(1) あるもの</u>		(新設)	(新設)
<u>の有無</u>	(2) ないもの			
オーブン部	(1) オーブン専用のもの		(新設)	(新設)
のグリル機	<u>(2) グリル兼用のもの</u>			
<u>能</u>				
点火の方式	(1) 電気点火式のもの		(新設)	(新設)
	<u>(2) その他のもの</u>			
燃焼方式	<u>(1) ブンゼン式のもの</u>		(新設)	(新設)
	(2) 表面燃焼式のもの			
	<u>(3)</u> その他のもの			
<u>メーンバー</u>	<u>(1) 鋳鉄製のもの</u>		(新設)	(新設)
ナーの材質	(2) アルミニウム合金鋳物製のもの			
	<u>(3) ステンレス鋼製のもの</u>			
	(4) アルミニウムめつき鋼製のもの			
	(5) 鋼製のもの			
	<u>(6) 亜鉛めつき鋼製のもの</u>			
	(7) 銅又は銅合金製のもの			

1	(8) ほうろう製のもの
	(9) その他のもの
ガス量切換	(1) あるもの
装置の有無	(2) ないもの
立ち消え安	(1) あるもの
全装置の有	(2) ないもの
無	(2) 73(100)
<del> </del> 立ち消え安	(1) 再点火型のもの
全装置の構	(2) その他のもの
<u> </u>	75/ 6 93 15/03 5/03
<u>〜</u> 炎検出部の	(1) 熱電対式のもの
機構	(2) フレームロッド式のもの
	(3) その他のもの
停電時の立	(1) バーナーの炎が消えないもの
ち消え安全	(2) バーナーの炎が消えるもののうち再び
装置の作動	通電したときにガスの通路が再び開かな
<u>方式</u>	いもの
	(3) バーナーの炎が消えるもののうち再び
	通電したときにバーナーに再び自動的に
	<u>点火するもの</u>
<u>過熱防止装</u>	<u>(1) あるもの</u>
置の有無	<u>(2) ないもの</u>
調理油過熱	<u>(1) あるもの</u>
防止装置	<u>(2) ないもの</u>
の有無	
ガス取入部	<u>(1) ねじ式のもの</u>
の構造	(2) 迅速継手式のもの
	(3) その他のもの
表示ガス消	<u>(1) 1.2キロワット以下のもの</u>
<u>費量</u>	(2) 1.2キロワットを超え1.7キロワット以
	<u>下のもの</u>

(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

(3) 1.7キロワットを超え2.3キロワット以	
<u>下のもの</u>	
下のもの	
(5) 3.5キロワットを超え5.2キロワット以	
<u>下のもの</u>	
<u>(6) 5.2キロワットを超え7.0キロワット以</u>	
<u>下のもの</u>	
<u>(7) 7.0キロワットを超え8.7キロワット以</u>	
<u>下のもの</u>	
<u>(8) 8.7キロワットを超え10 キロワット以</u>	
<u>下のもの</u>	
<u>(9) 10 キロワットを超え14 キロワット以</u>	
<u>下のもの</u>	
<u>(10) 14 キロワットを超え21 キロワット以</u>	
<u>下のもの</u>	

# **別表第3**(第11条関係、第13条関係)

ガス用品									
の区分		技	術	上	の	基	準		
半密閉燃		(略)							
焼式ガス									
瞬間湯沸									
器 ~									
密閉燃焼									
式又は屋									
外式のガ									
スバーナ									
ー付ふろ									
がま									
ガスこん	1	ガスの耳	双入部か	らバー	ナーま	でのガ	スの通	る部分	. (

## 別表第3(第11条関係、第13条関係)

ガス用品							
の区分	技	術	上	の	基	準	
半密閉燃	(略)						
焼式ガス							
瞬間湯沸							
器 ~							
密閉燃焼							
式又は屋							
外式のガ							
スバーナ							
ー付ふろ							
がま							
(新設)	(新設)						

<u>3</u>

ダイヤフラム、パッキン類、シール材その他の気密保持部材は除く。)、こんろ用汁受け皿、グリル水入れ皿及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。ただし、ガスの取入部が技術上の基準の欄の19の図1、図2、図3又は図4の形状のものについては、温度350度において溶融しないこと。

- 2 ガスの通る部分、こんろ用汁受け皿、グリル水入れ 皿、クッキングテーブルにおける燃焼部のケース、空 気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格 S 209 2(1996)家庭用ガス燃焼機器の構造通則の付表2耐食性 のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくは これと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処 理を施した金属で製造されていること。
- 3 ほうろうで耐食表面処理されたメーンバーナーにあっては、衝撃に耐えること。
- 4 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類 、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであ ること。
- 5 電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、9回以上点火すること。ただし、電池又は交流電源を用いて連続放電点火を行うものにあつては、通常の点火操作を20回繰り返し、19回以上点火すること。
- 6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態(試験室の温度が5度から35度の状態をいう。以下ガスこんろの項において同じ。)において点火したとき、爆発的に点火しないこと。
- 7 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に 掲げる条件に適合すること。

- (1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
- (2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が 50メグオーム以上ある絶縁物により被覆されている こと。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分 においては、非充電金属部との間に電極間げき以上 の距離が保持されていれば足りる。
- (3) 電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。
- 8 通常の使用状態において、メーンバーナーへの着火 操作を行つたとき、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
- (2) 1点に着火した後、速やかにすべての炎口に着火すること。
- 9 立ち消え安全装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。
- (1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が、 業務の用に供するもの。
- (2) 不点火を防止する機能を有するもの。
- 10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。
- 11 立ち消え安全装置(再点火型立ち消え安全装置を除く。)は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) パイロットバーナー等に点火しなかつた場合には 、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること

0

- (2) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火し たときから1分以内に閉弁すること。
- 12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適

合すること。

- (1) バーナーが消火した場合には、パイロットバーナ 一等に爆発的に再点火しないこと。
- (2) パイロットバーナー等に再点火しなかつた場合に は、点火を開始したときから1分以内に閉弁するこ と。
- (3) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火し たときから1分以内に閉弁すること。
- 13 過熱防止装置を有するものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 感熱部が機能しなかつた場合には、バーナーへの ガスの通路を自動的に閉ざすものであること。
- (2) 容易に改造できない構造であること。
- (3) 異常な温度に達したときに作動し、ガスの通路を 自動的に閉ざすこと。また、温度が平常に戻つた場 合にガスの通路が自動的に開かないこと。
- (4) バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本工業規格 S 2149(1993)ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッチに定める規格又は日本工業規格 C 9730-1(2004)家庭用及びこれに類する用途の自動電制御装置及び日本工業規格 C 9730-2-9(2004)家庭用及びこれに類する用途の電気制御装置に定める規格に適合するものであること。
- 14 こんろバーナーは、調理油過熱防止装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。
- (1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が、 業務の用に供するもの。
- (2) 卓上型一口ガスこんろ
- 15 調理油過熱防止装置は、次に掲げる条件に適合する

<u>こと。</u>

- (1) 調理油の温度が300度に達する前に作動し、ガス の通路を自動的に閉ざすこと。ただし、調理油過熱 防止装置が作動する温度より高温に設定できる機能 (以下ガスこんろの項において「高温モード」とい う。)を有するバーナーにあつては、高温モード設 定時はこの限りでない。
- (2) 感熱部が損傷した場合に調理油が温度300度以上 に加熱されない構造であること。
- (3) 容易に改造できない構造であること。
- (4) ガスこんろに通常負荷されることのある荷重を加 えたとき、感熱部に使用上支障のある変化を生じな いこと。
- (5) 高温モードは、次に掲げる条件に適合すること。 \_ イ 点火の際及び使用中に使用者の意識なしに、設 \_ 定できないこと。
  - \_ ロ 使用時は、高温モードであることが表示ランプ などにより明確に分かること。
  - \_// 高温モードから消火への操作は1操作で実施可能であること。
  - 二 高温モードのための設定ボタンやつまみその他 の設定操作部は、専ら高温モードに使用されるこ と。ただし、設定を解除するための機能を備える ものとの兼用にあつては、この限りではない。

ホ 1回の高温モード使用後、解除されること。

- 16 交流電源を使用するものであつて、かつ、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。
- 17 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げ

#### る事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること

0

### (1) 無風状態

( ) / /////////////////////////////////		
事	項	条件
リファィン	グ	<u>ないこと。</u>
<u>消</u>	<u>火</u>	ないこと。
<u>逆</u>	<u>火</u>	ないこと。
す す の 発	<u>生</u>	ないこと。
燃焼ガス中の一酸化	炭素	0.14パーセント以下である
<u>濃度</u>		<u>こと。</u>

(2) 台所組込型及びキャビネット型のこんろ部にあつ ては、キャビネット扉開閉時

	<u>事</u>	項	<u>条</u>	<u>件</u>
1	バーナーの炎	の安定性	消火及び逆	火のないこと。

- 18 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。
- (1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつて は、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を 加えた温度

1)A / C / C / LL / L	
測定箇所	温度(単位度)
乾電池の表面	<u>20</u>
つまみ類	
金属の部分	<u>25</u>
その他の部分	<u>35</u>
手の触れるおそれのある	
部分(つまみ類及び排ガ	<u>105</u>
ス排出部を除く。)の表	
<u>面</u>	
足の触れるおそれのある	
部分 ( クッキングテーブ	<u>65</u>
<u>ルに限る。)</u>	

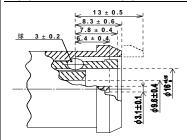
ガスの取入部 (ねじによ り管と接続されるものを 除く。)の表面	<u>25</u>
機器の上面、下面、背面 及び側面に面した木壁の 表面	<u>65</u>
カウンターの表面 ( クッ キングテーブル及び台所 組込型に限る。 )	<u>65</u>
排気管壁貫通部の表面( 台所組込型に限る。)	<u>65</u>

- (2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつ ては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナ ーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温 度。ただし、次の条件に適合する場合には、これら の温度を超えることを妨げない。
  - イ ガス閉止弁については、日本工業規格 S 2093(1 996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能部品の耐熱試験の1.ガス閉止弁に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の22(4)(器具柱にあつては、技術上の基準の欄の22(3))に定める基準に適合すること。
  - 口 点火ユニットについては、日本工業規格 S 2093 (1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能 部品の耐熱試験の2.点火ユニットに定める規格 に適合する方法により試験を行い、変形及び変色 がなく、かつ、技術上の基準の欄の5に定める基 準に適合すること。
  - <u>ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S2093</u> (1996)家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表14機能

部品の耐熱試験の3.器具ガバナーに定める規格 に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前 後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の 5パーセントに30パスカルを加えた値以下である こと。

19 ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外 のものにあつては、ガスの取入部は、図1、図2、図3 又は図4の形状であること。

図1 ソケット 単位mm 図2 プラグ 単位mm



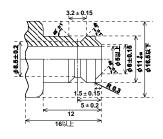
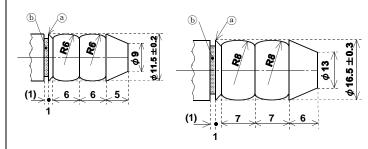


図3 9.5mmゴム管用単位mm 図4 13mmゴム管用単位mm



- (注)1 ②の部分のかどを取ること。
  - 2 ⑤の部分のみぞを赤く塗ること。
- 20 ガスの取入部が技術上の基準の欄の19の図1及び図2 の形状のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。
- (2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかつたとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。
- (3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかかったとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。
- 21 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあ つては、日本工業規格 B 0203(1999)管用テーパねじに 定める規格に適合するねじを使用すること。
- 22 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること

0

- (1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあつ ては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出 口以外の部分からガスが漏れないこと。
- (2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあつては、通 常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが 漏れないこと。
- (3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき4.2キロパス カルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリッ トル以下であること。
- (4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき 、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が 毎時550ミリリットル以下であること。
- 23 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部と の間は、1メグオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、 電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有

すること。

- 24 電装基板を有するものにあつては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。
- 25 卓上型、据置型及びキャビネット型のものにあつては 、いずれの方向に傾けても15度以内では倒れず、かつ、 附属部品の位置が変化しないこと。
- 26 本体に通常負荷されることのある荷重を加えたとき 、使用上支障のある変化が生じないこと。
- 27 空気調節器は、次に掲げる条件に適合するものであること。
- (1) 通常の使用状態において設置位置が変化しないこと。
- (2) つまみを動かして空気を調節するものにあつては 、つまみの操作が円滑、確実であり、かつ、開閉の ための操作の方向が明示してあること。
- 28 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄 に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に 適合すること。
- (1) 器具栓については、技術上の基準の欄の22(3)に 定める基準に適合すること。
- (2) 点火装置については、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。
- (3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の22(4)に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の12(1)に定める基準に適合すること。
- (4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術 上の基準の欄の22(1)又は(2)に定める基準に適合す ること及び反復使用の前後における調整圧力の変動 が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを

加えた値以下であること。

- (5) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の22(4)に定める基準に適合すること。
- (6) ガスの取入部(技術上の基準の欄の19の図1及び 図2の形状のもの)については、技術上の基準の欄 の20 (3)に定める基準に適合すること。
- (7) 自在ゴム管口については、技術上の基準の欄の22 (1)に定める基準に適合すること。
- (8) 調理油過熱防止装置については、弁が技術上の基準の欄の22(1)、(2)及び(4)に定める基準に適合すること及び技術上の基準の欄の15(1)に定める基準に適合すること。

表 置	□	数
器具栓		6,000
点火装置		6,000
立ち消え安全装置		<u>1,00</u> 0
器具ガバナー		30,000
自動消火装置		
温度を感知して作動するもの		6,000
一定時間の経過により作動する		2,000
<u>もの</u>		
ガスの取入部 (技術上の基準の欄		6,000
の19の図1及び図2の形状のものに		
限る。)		
自在ゴム管口		<u>1,000</u>
調理油過熱防止装置		1,000

- 29 通常の使用状態において8時間以上連続に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。ただし、8時間以上燃焼が継続しないものにあつては、継続する最大の時間とする。
- (1) ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の

22に定める基準に適合すること。

- (2) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の 基準の欄の17に定める基準に適合すること。
- 30 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の22に定める基準に適合すること。
- 31 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量(単位 キロワット)、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ(備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもつて代えることができる。また、製造年月は、経済産業大臣の承認を受けた記号をもつて代えることができる。
- 32 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で、 次の事項が表示されていること。
- (1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が業 務の用に供するものにあつては、業務用である旨
- (2) 調理油過熱防止装置を有していない卓上型一口ガ スこんろにあつては、揚げ物調理に使用してはいけ ない旨
- (3) 調理油過熱防止装置に高温モードを有しているものにあつては、高温モード使用時に揚げ物調理をしてはいけない旨